

海南ジュニア体操クラブ規約

第一章 総則

(名称)

第 1 条 本クラブは海南ジュニア体操クラブ(略称 海南ジュニア)と称す。

(会員)

第 2 条 本クラブは下記の会員をもって組織する。

- ア、小学生以上の児童・生徒及び幼児
- イ、指導者
- ウ、児童・生徒の保護者

(目的)

第 3 条 本クラブは体操競技を通じ、情操を養い、体力の開発と技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本クラブは前条の目的を達するために次の事業を行う。

- ア、体操競技に関する練習及び演技会への参加
- イ、体操競技の底辺拡充のための事業。
- ウ、その他、この会の目的達成に必要な事業

第二章 機関

第 5 条 本クラブに、次の機関を設ける。

- ア、理事会
- イ、指導者会
- ウ、保護者会

第三章 理事及び理事会

第 6 条 理事会は 5 名以上の者をもって構成する。

- ア、指導者会代表 若干名
- イ、保護者会代表 若干名
- ウ、上記代表以外に本クラブに貢献した者 若干名

第 7 条 理事会に次の役職を置く。

- ア、理事長
- イ、副理事長

但し、役職をおかない場合もある。

第 8 条 理事会は毎月理事長がこれを召集する。但し、必要ならば、この限りではない。

第 9 条 理事会は出席者の 3 分の 2 をもつて成立する。

- ア、決議については一人一票の権利をもつ。

第 10 条 理事会の任務は、次の通りとし、総会に報告することを義務とする。

- ア、保護者会の役員を選出、承認

- イ、指導者会の指導者、承認
- ウ、事業計画の決定、承認
- エ、事業報告の承認
- オ 事業推進のための会計事務の一切を行う。
- カ、予算、決算の承認
- キ、その他、承認事項

第四章 指導者及び指導者会

第11条 指導者会は本規約第3条を達成するために児童・生徒への適切な指導を行うことを目的とし、 任務は、次の通りとする。

- ア、事業計画の立案
- イ、事業計画の執行
- ウ、事業の報告
- エ、その他、必要な事項

第五章 保護者及び保護者会

第12条 保護者会は児童・生徒の保護者をもって構成する。

第13条 目的は会員相互の親睦をはかり、海南ジュニア会の福祉の増進をはかることを目的とする。

第14条 保護者会には次の役員を置く。

- ア、会長 1名
- イ、副会長 1名
- ウ、会計 1名

第15条 役員会の任務は次の通りとする。

- ア 会員相互の親睦のための行事の計画立案及び会計の一切
- イ、その他、必要な事項

第16条 本会の役員は会への在籍が1年以上いたものを総会において互選し、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。また、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第六章 総 会

第17条 第2条イ、ウ項を参加者とし、過半数をもって成立する。

第18条 総会は年一回、定期的で開催する。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

第19条 総会は事業会務、事業会計の報告を義務とする。

第七章 事業会計

第20条 本会の経費は、本規則第2条ア項の月謝及びその他収入をもって充てる。

第21条 本会の月謝は、理事会において決定する。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第八章 加入・脱会・退会

(加入)

第23条 本会への児童・生徒の加入は指導者会で決定し、その保護者は必然と保護者会に加入するものとする。

(脱会)

第24条 本会からの脱会は、次の通りとする。

ア、何らかの理由で会への存続ができなくなったもの。

イ、会の名誉を著しく傷つけたもの。

ウ、長期にわたり連絡無しに欠席したもの。

(退会)

第25条

ア、事前連絡により2ヶ月の休会は認める。

イ、2ヶ月以上の休会は退会とする。なお特別な場合(怪我・病気等)は、除く。

第九章 付 則

第26条 本規約の改正は理事会において行う。

第27条 本規約の詳細は、理事会において定めることができる。

第28条 1、本規約は、平成9年5月3日から実施する。

2、本規約は、平成11年10月1日から実施する。

3、本規約は、平成13年4月1日から実施する。

4、本規約は、2008年4月5日から実施する。